

駐車監視員活動ガイドライン

【東京湾岸 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道306号	明治通り	夢の島1先夢の島大橋	新木場2-15先	8-22	
2	国道357号	東京湾環状線	新木場4-1先荒川河口橋	潮風公園前	8-20	
			大井JCT下	京浜大橋		

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道	フジテレビ前通り	港区台場2-1先レインボー入口交差点	港区台場2-6ホテルメリディアン先	8-22	
2	港湾道	縦貫道	江東区青海1-1先	青海2交差点	10-22	
3	主要地方道304号	晴海通り	東雲1-10先東雲橋	東雲2-7先湾岸道路東雲交差点	7-22	
4	区道	都橋通り	東雲1丁目交差点	有明1-6先のぞみ橋	8-22	
5	区道	旧357号線	東京ヘリポート通り	船の科学館前交差点	8-20	
6	区道	東京ヘリポート前通り	新木場4丁目先	若洲	9-20	
7	都道	三ツ目通り	七枝橋	旧357号線	8-20	
8	都道	船の科学館通り	潮風公園	縦貫道	8-20	
9	区道	品川埠頭通り	港南大橋	品川埠頭橋	10-19	
10	区道	国際展示場周辺道路	有明1-3先	有明3-15先	8-20	
11	区道	辰巳の森海浜公園 周辺道路	東雲1-10先 東雲橋交差点	辰巳1-8先	8-20	
			辰巳2丁目周辺道路			
12	港湾道	有明ふ頭橋通り	有明テニスの森交差点	フェリーふ頭入口交差点	8-20	

重点地域

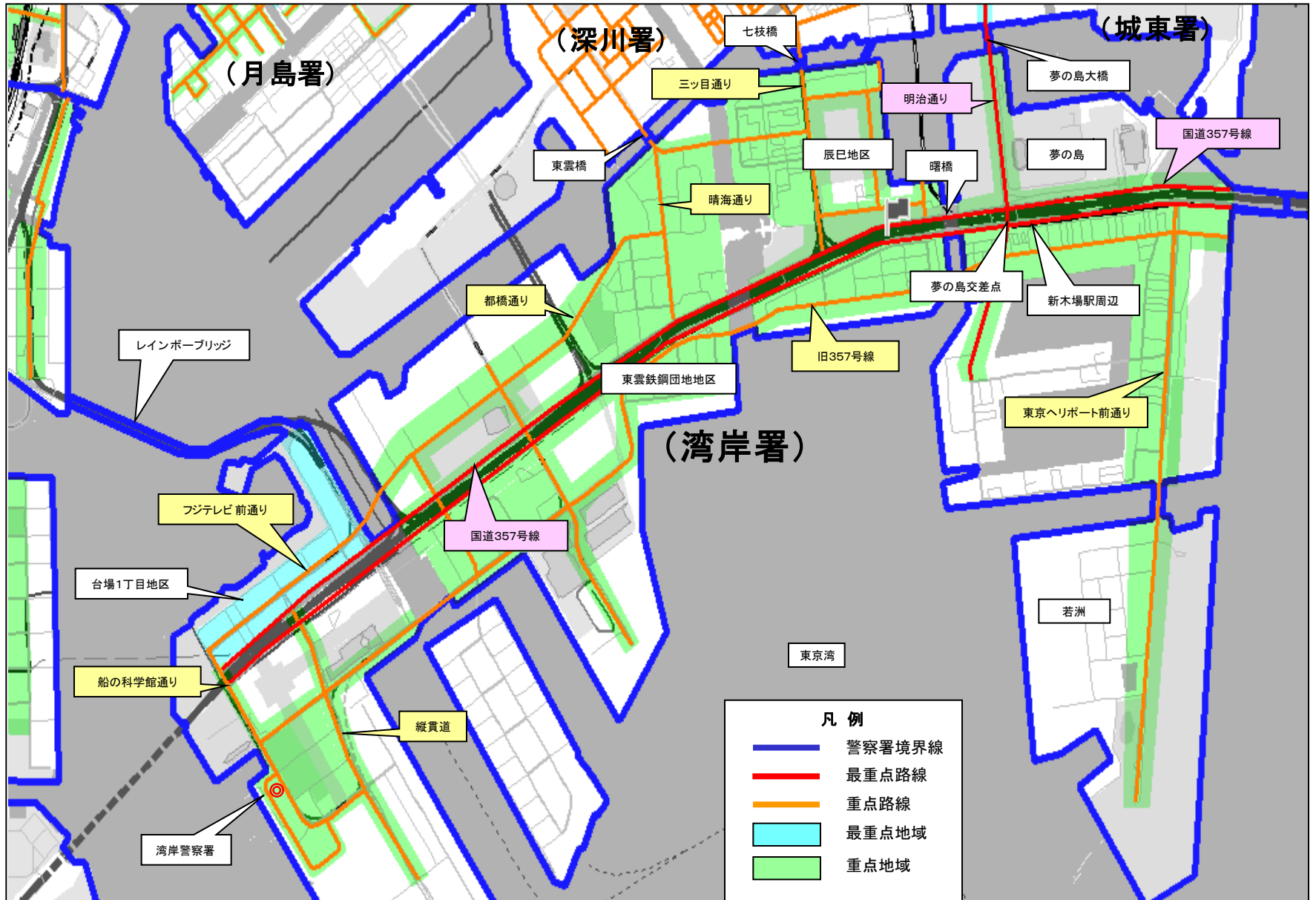
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	台場1丁目地区	8-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点・重点路線周辺	各重点時間帯	
2	東雲鉄鋼団地地区	8-20	
3	辰巳1丁目地区	8-20	

湾岸警察署 駐車監視員活動ガイドライン

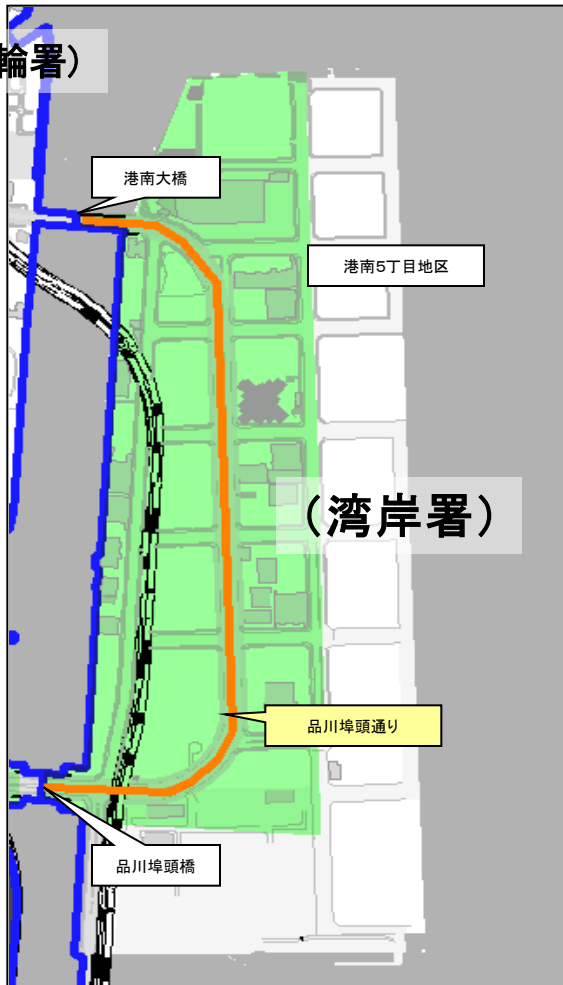


※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

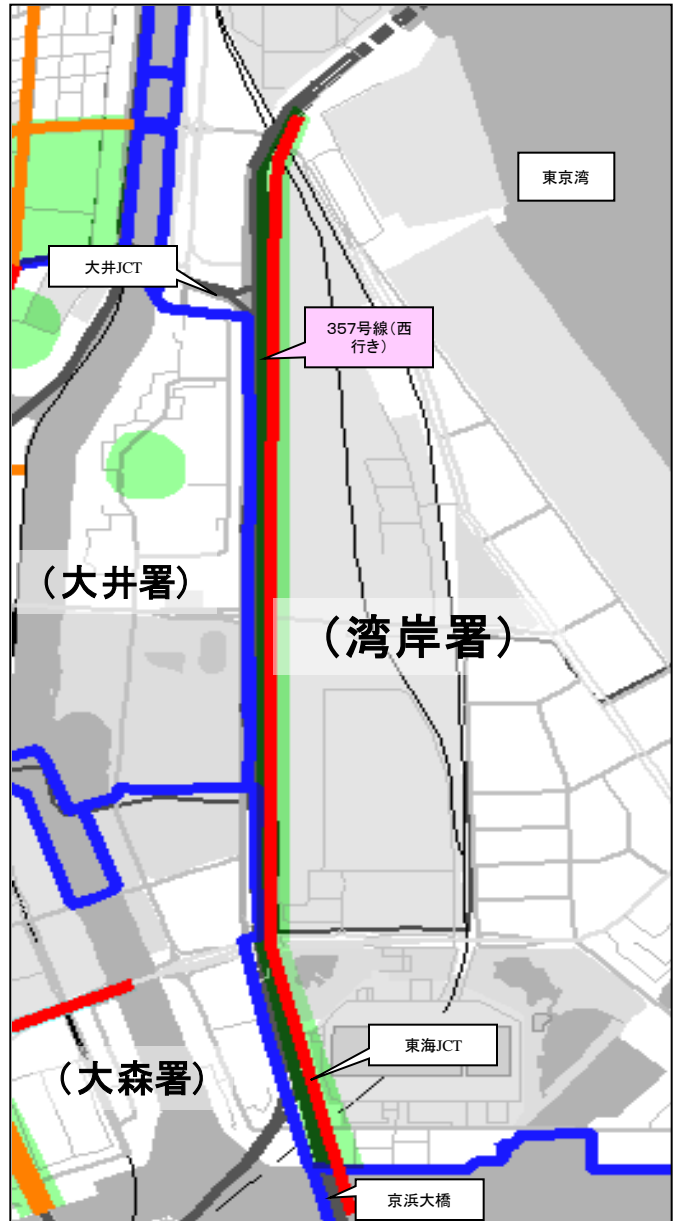
Copyright(C)2008ZENRIN CO.LTD.(Z07LC第015号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

湾岸警察署 駐車監視員活動ガイドライン

(高輪署)



(湾岸署)



(大井署)

(湾岸署)

(大森署)

凡例

- 警察署境界線
- 最重点路線
- 重点路線
- 最重点地域
- 重点地域

※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)2008ZENRIN CO.LTD.(Z07LC第015号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。